

平成27年度いじめの問題に関する指導者養成研修  
実施要項

1 目的

いじめの問題は隠さずに、適切な実態把握や対応がなされる必要がある。このため、いじめの問題と正対し、いじめの未然防止及び早期発見・早期対応を図るために必要な知識と技術を習得させるとともに、マネジメント力の向上を図り、問題の解決に向けた判断力と行動力を発揮する指導者を養成する。

2 主催 独立行政法人教員研修センター

3 共催 文部科学省

4 期間等

ブロック名	開催期間	会場	都道府県
北海道・東北 ブロック	平成27年5月18日(月) ～5月20日(水)	TOPガーデンシティ仙台 (〒980-6121 宮城県仙台市青葉区中央1-3-1)	北海道、青森県、岩手県、宮城県、秋田県、 山形県、福島県
関東・甲信越 ブロック	平成27年5月13日(水) ～5月15日(金)	(株)教員研修センター (〒305-0802 茨城県つくば市立原3番地)	茨城県、栃木県、群馬県、埼玉県、千葉県、 東京都、神奈川県、新潟県、山梨県、長野県
東海・北陸 ブロック	平成27年5月27日(水) ～5月29日(金)	TOP名古屋駅前カンファレンスセンター (〒450-0002 愛知県名古屋市中村区名駅2-41-5)	富山県、石川県、福井県、岐阜県、静岡県、 愛知県、三重県
近畿ブロック	平成27年5月25日(月) ～5月27日(水)	大阪アカデミア (〒559-0034 大阪府大阪市住之江区南港北1-3-5)	滋賀県、京都府、大阪府、兵庫県、奈良県、 和歌山県
中国・四国 ブロック	平成27年6月1日(月) ～6月3日(水)	岡山国際ホテル (〒703-8274 岡山県岡山市中区門田本町4-1-16)	鳥取県、島根県、岡山県、広島県、山口県、 徳島県、香川県、愛媛県、高知県
九州ブロック	平成27年6月3日(水) ～6月5日(金)	アークホテルロイヤル福岡天神 (〒810-0001 福岡県福岡市中央区天神3-13-20)	福岡県、佐賀県、長崎県、熊本県、大分県、 宮崎県、鹿児島県、沖縄県

・詳細はホームページ上で3月に掲載

5 受講者

(1) 受講資格

教育委員会及び教育センター等の指導主事並びにそれに準じる者

小学校、中学校、高等学校及び中等教育学校並びに特別支援学校の校長、副校長、教頭、主幹教諭、指導教諭及び教諭であって、各地域において本研修の内容を踏まえた研修の講師等としての活動を行う予定である者

(2) 推薦人数

各都道府県(中核市分を含む)においては10名程度、各指定都市においては5名程度とする。

(3) 推薦手続

各都道府県・指定都市教育委員会において、「インターネット受講者推薦登録システム」により、平成27年4月8日(水)までに推薦を行う。

なお、当該ブロック以外の受講を希望する者がいる場合は、独立行政法人教員研修センターに連絡する。

(4) 受講者の決定

各都道府県・指定都市教育委員会からの推薦に基づき、独立行政法人教員研修センターが決定し通知する。

なお、各会場の収容人数及び推薦状況によっては、独立行政法人教員研修センターにおいて調整を行う場合がある。

6 研修内容 別紙「日程表」のとおり

7 提出物について

受講者は、別紙1「レポートの作成と提出について」に基づき、別紙2「レポート」を作成し、事前提出するとともに、研修初日に8部持参する。

## 8 その他

- (1) 受講者は、本研修を受講するにあたり、次の資料等に目を通しておくことが望ましい。
  - ・「いじめ、学校安全等に関する総合的な取組方針」（平成24年9月5日策定）の第1「いじめ問題への対応強化」
  - ・「いじめの問題に関する児童生徒の実態把握並びに教育委員会及び学校の取組状況に係る緊急調査」を踏まえた取組の徹底について（通知）（平成24年11月27日付文科初第936号）
  - ・「いじめの問題に関する児童生徒の実態把握並びに教育委員会及び学校の取組状況に係る緊急調査」結果（平成24年11月22日公表 上記通知別添）
  - ・「いじめ防止対策推進法」（平成25年6月28日法律第71号）
  - ・「いじめ防止基本方針の策定について（通知）」（平成25年10月11日付25文科初第814号）
  - ・「いじめの問題に関する取組事例集」（平成26年11月文部科学省初等中等教育局児童生徒課）（HPアドレス[http://www.mext.go.jp/a\\_menu/shotou/seitoshidou/1353423.htm](http://www.mext.go.jp/a_menu/shotou/seitoshidou/1353423.htm)）
  - ・生徒指導提要（平成22年4月2日文部科学省取りまとめ）
- (2) 所定の課程を修了した者には、修了証書を授与する。受講者推薦の際に、必ず受講者の氏名を確認し、正確に記入すること。
- (3) 本研修終了時に受講者アンケートを、翌年度に成果活用アンケートを行う。
- (4) 関東・甲信越ブロックは原則として宿泊研修（独立行政法人教員研修センター宿泊施設利用）とし、他のブロックにおける宿泊等については、受講者各自で手配すること。